

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	固定資産税・都市計画税事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

豊中市は、固定資産税・都市計画税事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

豊中市長

公表日

令和5年6月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税・都市計画税事務
②事務の概要	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登記情報等や現地調査による情報に基づき、土地・家屋の評価額を決定したうえ、地方税法の規定に基づいて税額を決定し、納税義務者に対して賦課し、収納する。 ・納税義務者からの申告に基づき、償却資産の評価額を決定したうえ、地方税法の規定に基づいて税額を決定し、納税義務者に対して賦課し、収納する。 ・申請に基づき、評価証明書・公課証明書・名寄帳等を発行する。 <p>【評価・課税に関する事務】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①土地・家屋については、法務局や航空写真等から、登記情報や現況変化の情報、納税義務者の情報を取得する。償却資産については、申告書から、取得価格等を取得する。 ②現地調査を行って評価・課税調書を作成する。 ③土地・家屋については総務省が定めた固定資産評価基準に定められた評価方法により評価する。償却資産については総務省から減価率・耐用年数の改正情報を取得し、評価する。それぞれの評価情報を税システムに登録する。 ④納税義務者の住民登録が無い場合、新たに宛名情報を作成する。 ⑤評価情報に基づき、課税標準額を決定し、賦課情報を作成する。 ⑥作成された賦課情報を基に納税通知書を作成し、納税義務者に送付する。 <p>【税収納・納税管理に関する事務】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①納税情報を管理する。 ②納期限を過ぎても完納されない場合は、納税者に督促状を送付する。 ③過納付、もしくは誤納付が生じた場合、還付・充当を行う。 <p>【証明に関する事務】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①評価情報に基づき、申請に応じて評価証明書を交付する。 ②課税情報に基づき、申請に応じて課税証明書を交付する。 ③納税情報に基づき、申請に応じて納税証明書を交付する。 <p>【中間サーバーに係る事務】</p> <p>番号法の別表第二に基づき、固定資産税の減免及び固定資産税の還付に関する事務において、情報提供ネットワークシステムを介して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報照会を行う。</p>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> ①固定資産税システム(税総合システム) ②税宛名システム(税総合システム) ③収納管理システム(税総合システム) ④固定資産評価支援システム ⑤登記履歴管理システム ⑥家屋評価システム ⑦地方税ポータルシステム(eLTAXシステム) ⑧共通基盤システム(庁内連携システム) ⑨団体内統合宛名システム ⑩中間サーバー ⑪住民基本台帳ネットワークシステム ⑫電子申込システム ⑬登記情報連携システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)固定資産税ファイル、(2)収納管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項(別表第一の第16の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 ・豊中市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 第3条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>

②法令上の根拠	情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号（別表第二の第27の項） ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財務部 固定資産税課 ・ 税務管理課 ・ 市民税課
②所属長の役職名	固定資産税課長 ・ 税務管理課長 ・ 市民税課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 法務・コンプライアンス課 情報管理係 (豊中市中桜塚3-1-1 (第二庁舎4階) 電話:06-6858-2054)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	財務部 固定資産税課 (豊中市中桜塚3-1-1 (第一庁舎2階) 電話番号 06-6858-2150)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月15日	I-3 法令上の根拠	右の条項を追加	・豊中市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第3条	事後	
平成28年6月15日	I-5-② 所属長	納税管理課：鈴木 勝之	納税管理課：中積 崇	事後	
平成28年6月15日	II-1 いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	平成28年1月1日 時点	事後	
平成28年6月15日	II-2 いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	平成28年1月1日 時点	事後	
平成29年6月29日	I-1-③ システムの名称	⑩汎用機税宛名システム(平成28年12月まで使用)	左の記載を削除	事後	
平成29年6月29日	I-5-① 部署	財務部 固定資産税課・納税管理課・ 税務企画課	財務部 固定資産税課・納税管理課	事後	
平成29年6月29日	I-5-② 所属長	固定資産税課：吉岡 諾万 納税管理課： 中積 崇 税務企画課：山脇 正幸	固定資産税課：吉岡 諾万 納税管理課： 中積 崇	事後	
平成29年6月29日	I-7 請求先	電話：06-6858-2653	電話：06-6858-2054	事後	
平成29年6月29日	II-1 いつ時点の計数か	平成28年1月1日 時点	平成29年1月1日 時点	事後	
平成29年6月29日	II-2 いつ時点の計数か	平成28年1月1日 時点	平成29年1月1日 時点	事後	
平成30年6月28日	II-1 いつ時点の計数か	平成29年1月1日 時点	平成30年1月1日 時点	事後	
平成30年6月28日	II-2 いつ時点の計数か	平成29年1月1日 時点	平成30年1月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	I-5-② 所属長の役職名	固定資産税課：吉岡 諾万 納税管理課： 中積 崇	固定資産税課長・納税管理課長	事後	
令和1年6月28日	I-7 請求先	総務部 情報政策課 情報管理係 (豊中市中桜塚3-1-1 (第二庁舎4階) 電 話：06-6858-2054)	総務部 法務・コンプライアンス課 情報管理 係 (豊中市中桜塚3-1-1 (第二庁舎4階) 電 話：06-6858-2054)	事後	
令和1年6月28日	II-1 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	II-2 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策	-	評価書の様式改訂に伴い追加	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I-1-③ システムの名称	①固定資産税システム(税総合システム) ②税宛名システム(税総合システム) ③税収納システム(税総合システム) ④固定資産評価支援システム ⑤地方税ポータルシステム(eLTAXシステム) ⑥共通基盤システム(庁内連携システム) ⑦団体内統合宛名システム ⑧中間サーバー ⑨住民基本台帳ネットワークシステム	①固定資産税システム(税総合システム) ②税宛名システム(税総合システム) ③税収納システム(税総合システム) ④固定資産評価支援システム ⑤被災者支援システム ⑥登記履歴管理システム ⑦家屋評価システム ⑧地方税ポータルシステム(eLTAXシステム) ⑨共通基盤システム(庁内連携システム) ⑩団体内統合宛名システム ⑪中間サーバー ⑫住民基本台帳ネットワークシステム	事後	
令和1年6月28日	I-5-① 部署	財務部 固定資産税課・納税管理課	財務部 固定資産税課・税務管理課	事後	
令和1年6月28日	I-5-② 所属長の役職名	固定資産税課長・納税管理課長	固定資産税課長・税務管理課長	事後	
令和1年6月28日	II-1 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	平成31年1月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策	-	各項目の記入	事後	
令和2年6月30日	II-1 いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	
令和2年6月30日	II-2 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	
令和2年10月20日	表紙 特記事項	豊中市では、「豊中市個人情報保護条例」に基づいて個人情報保護の対策を実施するとともに、これらの実効性を確保するため情報セキュリティポリシーを作成し、個人情報の漏えい、改ざん、不正アクセス等を防止するための様々な対策に取り組んでいる。 なお、住民情報を取り扱うシステムのデータを保管している電子計算機室を所管する情報政策課においては、国際標準規格に準拠した「情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)」を構築し、平成18年にISMS適合性評価制度に基づく「ISO/IEC27001」の認証を取得している。	削除	事前	
令和3年6月30日	I-1-③ システムの名称	③税収納システム(税総合システム)	③収納管理システム(税総合システム)	事後	
令和3年6月30日	I-5-① 部署	財務部 固定資産税課・税務管理課	財務部 固定資産税課・税務管理課・市民税課	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月30日	I-5-② 所属長の役職名	固定資産税課長 ・ 税務管理課長	固定資産税課長 ・ 税務管理課長 ・ 市民税課長	事後	
令和3年6月30日	I-8 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ	財務部 固定資産税課（豊中市中桜塚3-1-1（第一庁舎2階）電話番号 06-6858-2150）	財務部 固定資産税課（豊中市中桜塚3-1-1（第一庁舎2階）電話番号 06-6858-2145）	事後	
令和3年6月30日	II-1 いつ時点の計数か	令和2年1月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	
令和3年6月30日	II-2 いつ時点の計数か	令和2年1月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	
令和3年6月30日	IV 8. 監査	[<input checked="" type="checkbox"/>]外部監査	[<input type="checkbox"/>]外部監査	事前	
令和3年12月24日	I-4-② 法令上の根拠	情報照会の根拠 ・番号法第19条第7号（別表第二の第27の項）	情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号（別表第二の第27の項）	事後	
令和4年7月22日	I-1-③ システムの名称	①固定資産税システム(税総合システム) ②税宛名システム(税総合システム) ③収納管理システム(税総合システム) ④固定資産評価支援システム ⑤被災者支援システム ⑥登記履歴管理システム ⑦家屋評価システム ⑧地方税ポータルシステム(eLTAXシステム) ⑨共通基盤システム(庁内連携システム) ⑩団体内統合宛名システム ⑪中間サーバー ⑫住民基本台帳ネットワークシステム	①固定資産税システム(税総合システム) ②税宛名システム(税総合システム) ③収納管理システム(税総合システム) ④固定資産評価支援システム ⑤登記履歴管理システム ⑥家屋評価システム ⑦地方税ポータルシステム(eLTAXシステム) ⑧共通基盤システム(庁内連携システム) ⑨団体内統合宛名システム ⑩中間サーバー ⑪住民基本台帳ネットワークシステム	事後	
令和4年7月22日	II-1 いつ時点の計数か	令和3年1月1日 時点	令和4年1月1日 時点	事後	
令和4年7月22日	II-2 いつ時点の計数か	令和3年1月1日 時点	令和4年1月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月30日	I-1-③ システムの名称	①固定資産税システム(税総合システム) ②税宛名システム(税総合システム) ③収納管理システム(税総合システム) ④固定資産評価支援システム ⑤登記履歴管理システム ⑥家屋評価システム ⑦地方税ポータルシステム(eLTAXシステム) ⑧共通基盤システム(庁内連携システム) ⑨団体内統合宛名システム ⑩中間サーバー ⑪住民基本台帳ネットワークシステム	①固定資産税システム(税総合システム) ②税宛名システム(税総合システム) ③収納管理システム(税総合システム) ④固定資産評価支援システム ⑤登記履歴管理システム ⑥家屋評価システム ⑦地方税ポータルシステム(eLTAXシステム) ⑧共通基盤システム(庁内連携システム) ⑨団体内統合宛名システム ⑩中間サーバー ⑪住民基本台帳ネットワークシステム ⑫電子申込システム ⑬登記情報連携システム	事後	
令和5年6月30日	II-1 いつ時点の計数か	令和4年1月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事後	
令和5年6月30日	II-2 いつ時点の計数か	令和4年1月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事後	
令和5年6月30日	II-1② 事務の概要		下記項目を追記 【中間サーバーに係る事務】 番号法の別表第二に基づき、固定資産税の減免及び固定資産税の還付に関する事務において、情報提供ネットワークシステムを介して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報照会を行う。	事後	
令和5年6月30日	I-8 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ	財務部 固定資産税課 (豊中市中桜塚3-1-1 (第一庁舎2階) 電話番号 06-6858-2145)	財務部 固定資産税課 (豊中市中桜塚3-1-1 (第一庁舎2階) 電話番号 06-6858-2150)	事後	